

福岡市屋台選定委員会運営要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、福岡市屋台基本条例施行規則（以下「規則」という。）第 31 条に基づき、福岡市屋台選定委員会（以下、委員会）の運営に関し必要な事項を定める。

（審査部会）

第 2 条 応募書類の個別審査及び面接審査を行うため、審査部会を置く。

2 審査部会は、委員長の指名する委員をもって組織し、部会長及び副部会長は、部会委員の互選による。

3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を委員会の会議に報告しなければならない。

4 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、審査部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（会議の公開）

第 3 条 委員会及び審査部会の会議は、原則公開とする。ただし、その会議における議題が福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号）第 7 条各号に掲げる非公開情報又は同条例第 38 条ただし書の規定に該当するときは、非公開とする。

（庶務）

第 4 条 委員会の庶務は、経済観光文化局国際経済・コンテンツ部にぎわい振興課において行う。

（委員会の運営に関する委任）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成 28 年 8 月 24 日より施行する。